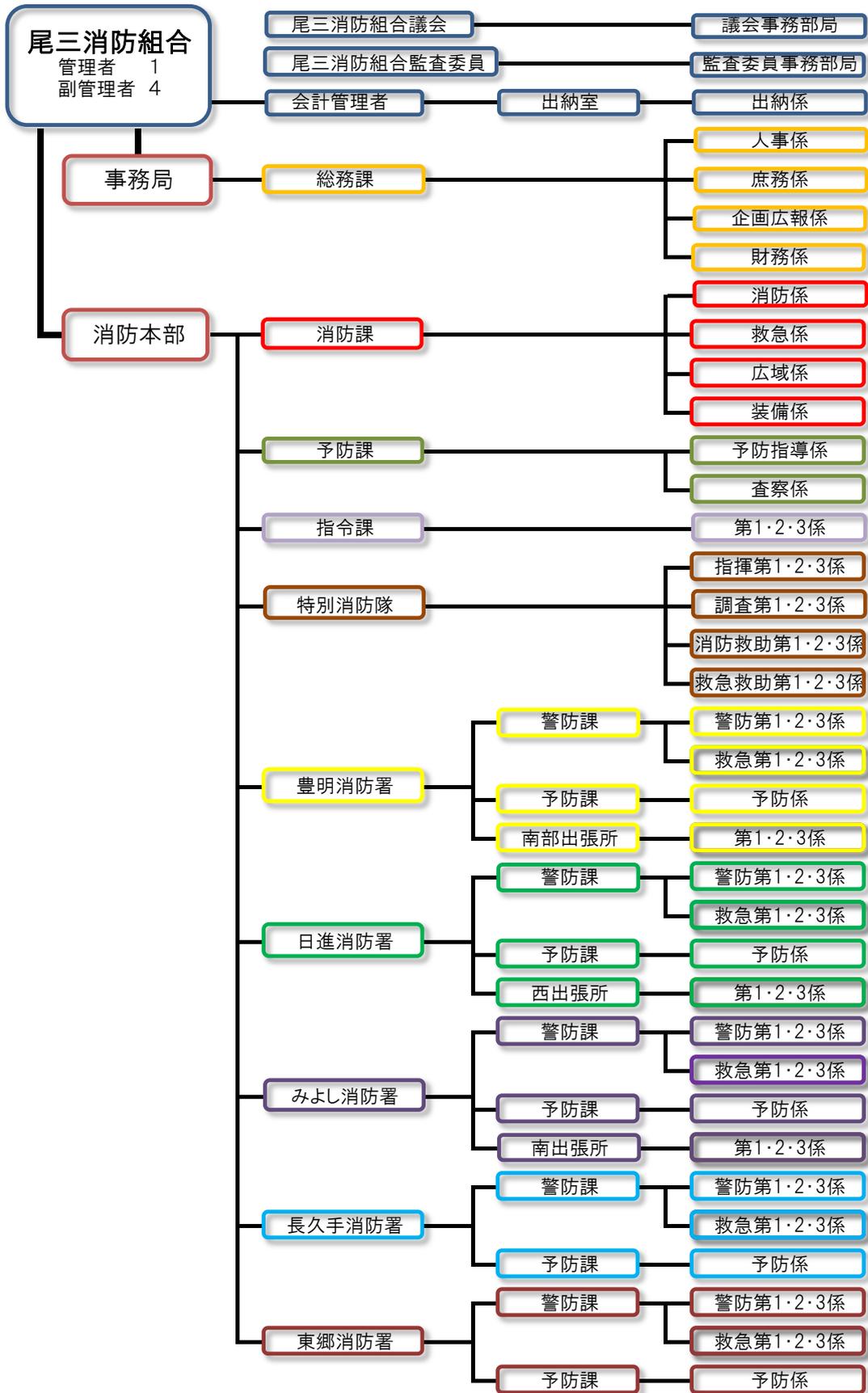
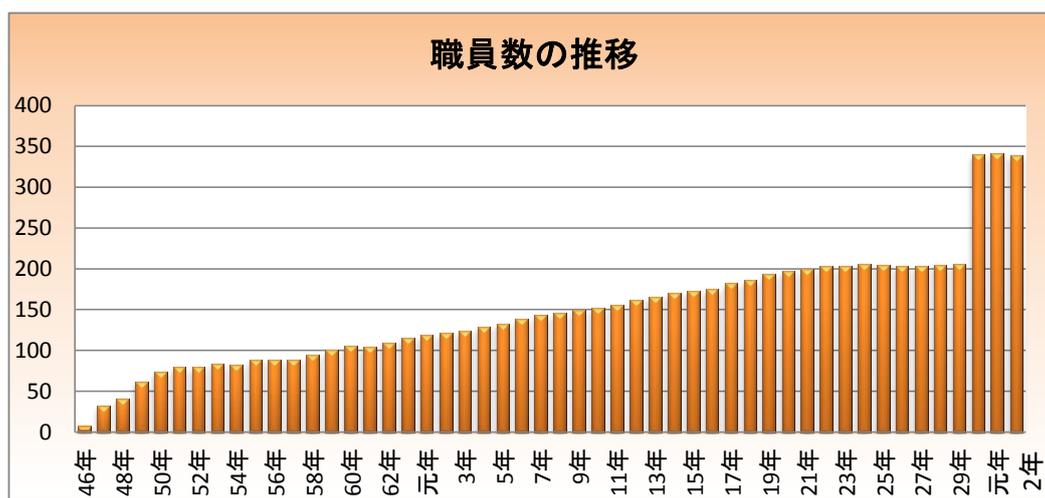


尾三消防組合組織図



人口・職員数推移

平成30年4月1日
消防広域化



	管内人口	職員数		管内人口	職員数
46年	53,316	7	7年	126,368	143
47年	57,946	32	8年	131,649	146
48年	61,928	41	9年	136,354	149
49年	66,241	62	10年	140,437	152
50年	69,345	74	11年	144,693	156
51年	72,283	79	12年	149,144	162
52年	75,198	79	13年	153,500	166
53年	77,856	84	14年	156,512	170
54年	81,411	82	15年	160,318	173
55年	86,170	89	16年	164,775	175
56年	89,034	89	17年	168,257	182
57年	92,017	89	18年	171,180	186
58年	94,466	94	19年	174,070	194
59年	96,598	101	20年	177,389	197
60年	98,371	106	21年	179,634	200
61年	100,164	104	22年	181,019	203
62年	102,244	109	23年	182,768	203
63年	104,216	115	24年	185,045	206
元年	106,513	119	25年	185,576	205
2年	108,243	121	26年	188,055	203
3年	111,129	124	27年	189,451	203
4年	114,494	129	28年	191,449	205
5年	117,444	133	29年	193,342	206
6年	120,892	139	30年	320,943	340
			元年	323,322	341
			2年	325,275	339

職員数は、46年を除いて各年4月1日現在の人員を計上しています。

事務分掌

[議会事務局]

- 1 議員名簿及び委員名簿並びに履歴簿の整理に関する事。
- 2 公印の保管に関する事。
- 3 議員の出・欠席に関する事。
- 4 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 5 予算及び経理事務に関する事。
- 6 議会関係諸規程の制定、改廃に関する事。
- 7 議事日程及び諸報告に関する事。
- 8 議案、請願、陳情、決議及び意見書等に関する事。
- 9 議会の本会議に関する事。
- 10 会議録、その他会議録の調整保管に関する事。
- 11 議会の傍聴人に関する事。
- 12 議員全員協議会及び議会運営委員会に関する事。
- 13 議案の審議に必要な資料の調製に関する事。
- 14 その他議会庶務に関する事。

[監査委員事務局]

- 1 監査委員に関する事。
- 2 公印の保管に関する事。
- 3 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 4 予算及び経理事務に関する事。
- 5 監査等の執行計画及びその執行に関する事。
- 6 監査等の結果の報告及び公表並びに意見の提出に係る事務に関する事。
- 7 その他前各号に掲げるもの以外の監査事務に関する事。

[出納室]

- 1 収入の通知及び支出命令の審査に関する事。
- 2 歳計現金の出納及び保管に関する事。
- 3 歳入、歳出外現金の出納及び保管に関する事。
- 4 公印の管理に関する事。
- 5 小切手の振り出し及び有価証券(公有財産又は、基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関する事。
- 6 指定金融機関等の検査に関する事。
- 7 決算に関する事。

- 8 公有財産の記録管理に関する事。
- 9 支出負担行為の確認に関する事。
- 10 その他会計管理者の権限に属する事務に関する事。

[事務局総務課]

(人事係)

- 1 職員の服務、進退及び賞罰に関する事。
- 2 職員のほう賞及び表彰に関する事。
- 3 職員の給与及び旅費に関する事。
- 4 職員の研修及び教養に関する事。
- 5 職員の考課に関する事。
- 6 職員の勤務条件に関する事。
- 7 職員の公務災害補償に関する事。
- 8 職員の福利厚生及び衛生管理に関する事。
- 9 消防職員委員会に関する事。
- 10 職員共助会に関する事。
- 11 愛知県市町村職員退職手当組合及び愛知県市町村職員共済組合に関する事。
- 12 その他人事に関する事。

(庶務係)

- 1 公印の保管に関する事。
- 2 公告式に関する事。
- 3 例規及び文書に関する事。
- 4 議案の取りまとめに関する事。
- 5 公平委員会に関する事。
- 7 庶務に関する事。
- 8 他の係に属さない事。

(企画広報係)

- 1 組合の基本施策に関する事。
- 2 消防力整備計画に関する事。
- 3 実施計画に関する事。
- 4 統計調査に関する事。
- 5 政策情報の調査並びに情報の収集及び分析に関する事。
- 6 消防年報の発刊に関する事。
- 7 インターネットホームページに関する事。
- 8 広報及び広聴に関する事。

(財務係)

- 1 組合の財産に関する事。
- 2 予算の編成及び決算に関する事。
- 3 出納に関する事。
- 4 契約に関する事。
- 5 検査に関する事。
- 6 建築営繕に関する事。
- 7 庁舎管理に関する事。
- 8 その他財務に関する事。

[消防課]

(消防係)

- 1 公印の保管に関する事。
- 2 消防施設整備計画(救急に関する部分を除く。)に関する事。
- 3 消防及び救助業務の企画に関する事。
- 4 消防及び救助業務の安全管理に関する事。
- 5 消防及び救助隊員の訓練及び研修に関する事。
- 6 消防及び救助機械器具の整備保全及び総括管理に関する事。
- 7 消防及び救助に関する被服、装備品の企画及び貸与並びにその支給に関する事。
- 8 消防及び救助統計に関する事。
- 9 消防水利に関する事。
- 10 愛知県下高速道路消防連絡協議会に関する事。
- 11 消防相互応援協定に関する事。
- 12 大規模災害消防応援実施計画及び緊急消防援助隊に関する事。
- 13 消防・防災ヘリコプターに関する事。
- 14 尾三消防連絡協議会に関する事。
- 15 その他消防及び救助業務の企画等に関する事。

(救急係)

- 1 消防施設設備計画(消防及び救助に関する部分を除く。)に関する事。
- 2 救急業務の企画に関する事。
- 3 救急業務の安全管理に関する事。
- 4 応急手当の普及啓発活動の企画に関する事。
- 5 救急車及び救急資器材の整備保全及び総括管理に関する事。
- 6 救急隊員の訓練及び研修に関する事。
- 7 救急に関する被服及び装備品の企画に関する事。
- 8 救急統計に関する事。
- 9 救急医療関係団体に関する事。

10 その他救急業務の企画等に関すること。

(広域係)

1 消防の広域に関すること。

(装備係)

- 1 公用自動車の整備保全に関すること。
- 2 資機材の整備保全に関すること。
- 3 自動車燃料の管理に関すること。
- 4 他の係に属さないこと。

[予防課]

(予防指導係)

- 1 消防同意の指導に関すること。
- 2 防火対象物における消防用設備等の指導に関すること。
- 3 防火・防災管理の指導に関すること。
- 4 火災予防運動の企画指導に関すること。
- 5 危険物の規制に関すること。
- 6 危険物の安全管理に関すること。
- 7 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)に基づく事務に関すること。
- 8 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に関すること。
- 9 火災予防条例に関すること。
- 10 建築統計に関すること。
- 11 危険物の統計に関すること。
- 12 消防設備安全協会に関すること。
- 13 危険物安全協会に関すること。
- 14 幼年、少年消防クラブに関すること。
- 15 防火訓練の指導及び防火思想の普及計画の指導に関すること。
- 16 その他火災予防の指導に関すること。

(査察係)

- 1 防火対象物の査察及び違反処理に関すること。
- 2 防火対象物の査察指導に関すること。
- 3 危険物製造所等の査察及び違反処理に関すること。
- 4 危険物製造所等の査察指導に関すること。
- 5 消防法令の違反処理に関すること。
- 6 その他査察に関すること。

[指令課]

- 1 消防通信の企画及び運用に関すること。
- 2 消防無線の企画及び運用に関すること。
- 3 地図検索装置等警防活動の支援情報に関すること。
- 4 気象観測業務に関すること。
- 5 緊急通報システムに関すること。
- 6 救急医療情報システムに関すること。
- 7 徘徊高齢者探索システムに関すること。
- 8 NET119 に関すること。
- 9 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 10 その他消防通信等に関すること。

[特別消防隊]

(指揮第 1 係、指揮第 2 係、指揮第 3 係)

- 1 公印(消防長印(特別消防隊専用))の保管に関すること。
- 2 現場指揮活動に関すること。

(調査第 1 係、調査第 2 係、調査第 3 係)

- 1 火災その他の災害の調査に関すること。
- 2 火災の原因、損害額の調査及び報告に関すること。
- 3 火災の統計に関すること。
- 4 その他の災害統計等に関すること。

(消防救助第 1 係、消防救助第 2 係、消防救助第 3 係)

- 1 火災その他災害の警戒、防ぎよ及び救助に関すること。
- 2 火災事案の証明に関すること。
- 3 救助業務に関すること。
- 4 消防訓練に関すること。
- 5 消防対象物の調査及び査察に関すること。
- 6 消防機械器具の保全及び点検に関すること。
- 7 管区事務に関すること。
- 8 防火防災訓練の普及指導に関すること。
- 9 訓練場及び自家用給油取扱所等の保全に関すること。
- 10 特別消防隊に係る施設等の管理及び保全に関すること。
- 11 所属の文書事務に関すること。
- 12 所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関すること。

(救急救助第1係、救急救助第2係、救急救助第3係)

- 1 火災その他災害の警戒、防ぎよ及び救助に関する事。
- 2 救急事案の証明に関する事。
- 3 救急業務に関する事。
- 4 救急及び救助訓練に関する事。
- 5 消防対象物の調査に関する事。
- 6 救急及び救助機械器具の保全及び点検に関する事。
- 7 管区事務に関する事。
- 8 救急法の普及指導に関する事。
- 9 所属の文書事務に関する事。
- 10 所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関する事。

[消防署]

(警防課 警防第1係、警防第2係、警防第3係)

- 1 公印(署長印)の管守に関する事。
- 2 火災その他災害の警戒及び防ぎよに関する事。
- 3 火災事案の証明に関する事。
- 4 消防訓練に関する事。
- 5 消防対象物の調査及び査察に関する事。
- 6 消防機械器具の保全及び点検に関する事。
- 7 管区事務に関する事。
- 8 消防水利の調査点検に関する事。
- 9 防火防災訓練の普及指導に関する事。
- 10 消防署庁舎の管理、保全に関する事。
- 11 所属の文書事務に関する事。
- 12 所属の備品、消耗品等の取得、供用、管理に関する事。

(警防課 救急第1係、救急第2係、救急第3係)

- 1 救急業務に関する事。
- 2 救急事案の証明に関する事。
- 3 救助業務に関する事。
- 4 救急、救助訓練に関する事。
- 5 救急、救助機械器具の保全及び点検に関する事。
- 6 管区事務に関する事。
- 7 救急法の普及指導に関する事。
- 8 所属の文書事務に関する事。
- 9 所属の備品、消耗品等の取得、供用、管理に関する事。

(予防課 予防係)

- 1 消防同意に関する事。
- 2 防火対象物における消防用設備等に関する事。
- 3 防火・防災管理に関する事。
- 4 防火対象物の査察に関する事。
- 5 火災予防運動の実施に関する事。
- 6 火災予防条例に関する事。
- 7 危険物の規制に関する事。
- 8 危険物製造所等の査察に関する事。
- 9 危険物の安全管理に関する事。
- 10 危険物安全協会に関する事。
- 11 消防法令の違反処理に関する事。
- 12 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)に基づく事務に関する事。
- 13 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に関する事。
- 14 災害の調査等に関する事。
- 15 防火訓練の指導及び防火思想の普及計画に関する事。
- 16 その他一般火災予防に関する事。

[出張所]

- 1 火災その他災害の警戒及び防ぎよに関する事。
- 2 救急業務に関する事。
- 3 消防機械器具の保全及び点検に関する事。
- 4 救急、救助機械器具の保全及び点検に関する事。
- 5 消防、救急、救助訓練に関する事。
- 6 防火防災訓練の普及指導に関する事。
- 7 救急法の普及指導に関する事。
- 8 消防対象物の調査及び査察に関する事。
- 9 管区事務に関する事。
- 10 消防水利の調査点検に関する事。
- 11 出張所庁舎の管理、保全に関する事。
- 12 所属の文書事務に関する事。
- 13 所属の備品、消耗品等の取得、供用、管理に関する事。

令和2年度組合構成市町消防費当初予算

(単位:千円)

区分 市町名	市町費 (一般会計)	消防費	常備消防費	非常備消防費
豊明市	20,370,000	1,009,226	753,187	38,387
日進市	26,108,000	918,423	839,402	42,009
みよし市	24,013,000	911,529	713,610	87,925
長久手市	20,440,000	703,400	656,656	41,451
東郷町	12,815,000	627,647	542,280	58,672
計	103,746,000	4,170,225	3,505,135	268,444

令和2年度組合分担金の状況

市町名	項目	分担金 (単位:円)		分担率
			旧公債費分	
豊明市		750,744,000		21.5553
日進市		839,402,000	7,354,000	23.8897
みよし市		713,610,000	6,252,000	20.3096
長久手市		655,195,000		18.8119
東郷町		542,280,000	4,751,000	15.4335
計		3,501,231,000円		100%

令和2年度組合分担金の割合

区分	市町名	比率	豊明市	日進市	みよし市	長久手市	東郷町
均等割合分							%
面積に係る割合分 (前年の10月1日現在)							%
救急件数割合分 (過去3か年分)							%
前年度消防費に係る 基準財政需要額割合分							%
分担割合			%	%	%	%	%

組 合 予 算

1. 過去5年間の当初予算

(単位:千円)

年 度	当 初 予 算
平 成 27 年 度	2,216,441
平 成 28 年 度	2,241,559
平 成 29 年 度	2,210,367
平 成 30 年 度	3,510,071
平 成 元 年 度	3,846,604

2. 令和2年度歳入歳出当初予算

(1) 歳 入

(単位:千円)

款	金 額	構 成 比
分 担 金 及 び 負 担 金	3,501,231	96.7%
使 用 料 及 び 手 数 料	4,996	0.1%
国 庫 支 出 金	19,252	0.5%
県 支 出 金	1,225	0.0%
財 産 収 入	2,801	0.1%
寄 附 金	1	0.0%
繰 入 金	1	0.0%
繰 越 金	1	0.0%
諸 収 入	56,704	1.6%
地 方 債	34,000	1.0%
歳 入 計	3,620,212	100%

(2) 歳 出

(単位:千円)

款	金 額	構 成 比
議 会 費	1,418	0.0%
総 務 費	3,205,937	88.6%
消 防 費	355,216	9.8%
公 債 費	52,641	1.5%
予 備 費	5,000	0.1%
歳 出 計	3,620,212	100%

消防車、救急車の基準と消防隊員数

令和2年4月1日現在

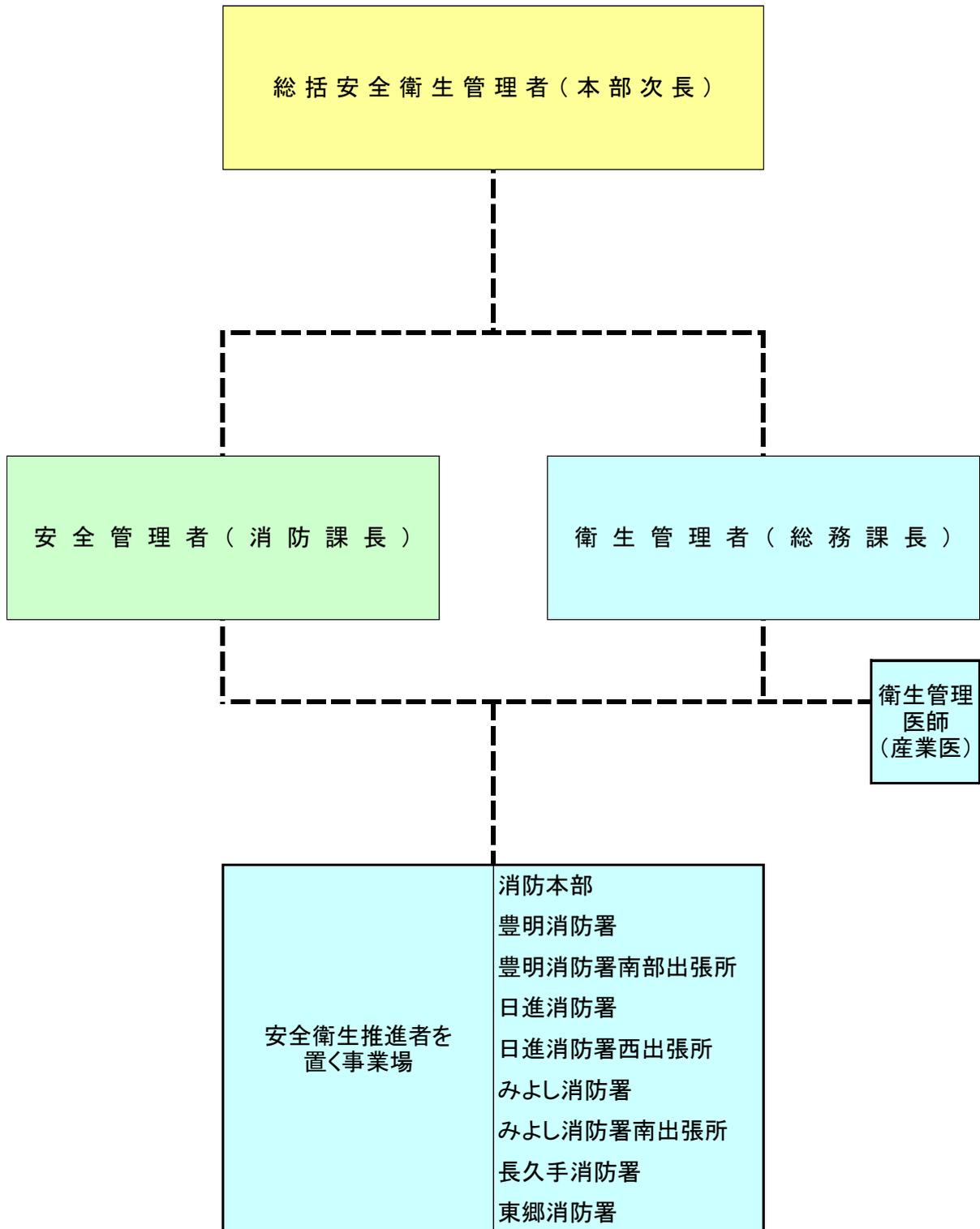
消防車両等	消防力整備指針	現有台数	現有人員
指令車	10台	7台	261人
指揮車	5台	1台	
水槽付消防ポンプ自動車等	15台(3)	13台(1)	
はしご自動車等	4台	4台	
化学消防車	2台	2台	
水槽車	5台	5台	
救急自動車	12台(3)	12台(1)	
救助工作車	5台	3台	

※()書きは非常用

消防相互応援協定締結状況

締結先の市町村	業務種別	締結年月日	締結方法
豊田市	消防・救急	S. 48. 6. 1	文書
名古屋	〃	S. 48. 6. 10	〃
刈谷	〃	S. 48. 9. 1	〃
瀬戸	〃	H. 30. 3. 20	〃
大府	〃	H. 30. 3. 20	〃
尾張旭	〃	H. 30. 3. 20	〃
高速道路関係市町・組合	〃	S. 48. 11. 1	〃
西三河地区全市町・組合	災害	S. 51. 9. 1	〃
県下の市町村・消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	〃	H. 2. 3. 12	〃
愛知県（防災ヘリコプター）	〃	H. 8. 10. 1	〃

安全衛生管理組織



消防水利の設置状況

管内の消防水利事務は豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町が消防水利の基準に基づき整備している。

また、消火栓の維持、管理は愛知中部水道企業団が定期的に行い、万全を期している。

1. 消防水利の種類

- (1) 消火栓 (2) 私設消火栓 (3) 防火水槽 (4) プール (5) 河川、溝等
(6) 濠、池等 (7) 海、湖 (8) 井戸 (9) 下水道

2. 消防水利の給水能力

- (1) 消防水利は常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものであること。
(2) 消火栓は、呼称65の口径を有し、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。
(3) 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき(1)の給水能力を有するものであること。

3. 消防水利の配置

- (1) 市街地又は準市街地の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。
(2) 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140メートル以下となるように設けなければならない。
(3) 消防水利の配置は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。

4. 消防水利の構造

- (1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
(2) 取水部分の水深が0.5メートル以上であること。
(3) 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。
(4) 吸管投入孔のある場合は、その一边が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

以上のような基準に基づき整備されている。

(別表)

(単位:メートル)

用途地域	平均風速	年間平均風速が4メートル毎秒未満のもの	年間平均風速が4メートル毎秒以上のもの
近隣商業地域		100	80
商業地域			
工業地域			
工業専用地域		120	100
その他の用途地域及び用途の定められていない地域			

市町(消防署・出張所)	消火栓	防火水槽	プール等
豊明市(豊明消防署・南部出張所)	414	136	9
日進市(日進消防署・西出張所)	647	266	16
みよし市(みよし消防署・南出張所)	426	152	9
長久手市(長久手消防署)	353	96	9
東郷町(特別消防隊・東郷消防署)	288	128	9
総数	2,128	778	52